

令和2年度に係る監事監査報告

令和3年6月

独立行政法人水資源機構 監事

目 次

I	監査の方法及びその内容	1
1	監査計画	1
(1)	監査方針	1
(2)	実施方法	2
2	業務監査	2
(1)	定期監査	2
(2)	テーマ監査	2
(3)	臨時監査	2
(4)	理事長との意見交換及び理事との面談	3
3	会計監査	3
II	監査の結果	3
1	業務監査	3
(1)	監査重点項目	3
1)	中期計画の取組状況	3
2)	内部統制の取組状況	5
3)	入札契約の適正化の取組状況	8
4)	保有資産の見直し・資産の管理状況	9
5)	インフラ長寿命化計画の状況	9
6)	技術力の維持・向上の取組状況	10
7)	地域への貢献の取組状況	10
8)	積立金の活用状況	10
9)	既監査での是正・改善事項等のフォローアップ	10
(2)	テーマ監査	11
(3)	その他の重要な監査事項	11
1)	給与水準の状況	11
2)	事業報告書	12
(4)	事務処理に係る検討等が必要と認められる事項	12
1)	入札契約手続の適正な実施	12
2)	設計・積算・監督の適正な実施	12
3)	事務手続の適正な実施	12
(5)	推奨事項	12
2	会計監査	12
III	業務、事業報告書、財務諸表等についての意見	13
IV	独立行政法人改革等に関する基本的な方針等	
	過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見	14
別紙	監査実施事務所	15

監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の令和 2 事業年度（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

監事は、独立行政法人水資源機構監事監査要綱に基づき、監査計画において監査重点項目を設定したうえで、理事長をはじめとする役員、監査室及び経営企画部その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本社及びその他の事務所において、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務、財務諸表等及び事業報告書の監査を実施した。

1 監査計画

「令和 2 年度監事監査計画」の概要は次のとおりである。

(1) 監査方針

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及び通則法を踏まえ、第 4 期中期計画に掲げる目標の達成に向けて機構の業務が適正に

執行されているかを監査するとともに、次に掲げる監査重点項目について監査を実施し、必要な提言を行うこととする。

〔監査重点項目〕

- ①中期計画の取組状況
- ②内部統制の取組状況
- ③入札契約の適正化の取組状況
- ④保有資産の見直し・資産の管理状況
- ⑤インフラ長寿命化計画の状況
- ⑥技術力の維持・向上
- ⑦地域への貢献
- ⑧積立金の活用状況
- ⑨既監査での是正・改善事項等のフォローアップ

(2) 実施方法

定期監査のほか、監事が必要と認めた場合に臨時監査を実施する。

定期監査は、監査対象事務所において資料の提出及び説明を求めて実施する。なお、定期監査の一部については、重要性、監査対象事務所の事業の状況等を勘案し、テーマを絞った監査として実施する。

臨時監査の監査対象事務所及び監査日程は、必要に応じて定める。

2 業務監査

(1) 定期監査

定期監査に係る監査対象事務所として、本社及び 27 事務所を選定し、監査を実施した。（別紙参照）

監査の実施に当たっては、その業務を効率的に遂行するため、監査室の職員に加えて、用地事務に精通した職員 2 名を監査補助者として指名した。

また、中期計画及び年度計画に記載された機構のミッションの実施状況及び潜在的なリスクの把握に資するため、本社部室長との面談を実施した。

(2) テーマ監査

定期監査対象事務所のうち 4 箇所において、別紙備考欄に示すとおり、内部統制、用地、事業の状況等、事務所の状況を踏まえた「テーマ監査」を実施した。

(3) 臨時監査

丹生事務所において、工事における法令関係手続き違反の事案が発生したことから、令和 2 年 8 月 19 日、当該事務所において臨時監査を実施した。

なお、2月15日に発生した布目ダムの利水バルブ室水没事故については、事故調査委員会の発足により関係者への詳細な調査が行われ、事故原因及び復旧作業の状況について十分な情報が得られる状況であったことや、再発防止に向けた迅速な対応が講じられていたことから、臨時監査は実施しなかった。

(4) 理事長との意見交換及び理事との面談

①理事長との意見交換

監事監査において把握された事項等について、四半期ごとに正副理事長と意見交換を行った。（実施日：令和2年7月29日、10月13日、令和3年1月28日、3月16日）

②理事との面談

11月期の本社監査に合わせて、理事との面談を実施した。（実施日：令和2年11月20日、11月24日）

3 会計監査

会計監査人の監査計画や監査上の重点項目等について意見交換を行ったうえで、会計監査の実施状況及び会計監査人の職務遂行状況等について説明及び報告を求めるなど、下表の通り緊密な連携を図りながら監査を実施した。

通則法第39条第1項に規定する財務諸表等及び事業報告書については、財務部から必要な説明を受けるとともに、会計監査人から会計監査報告を受けるなど一連の財務報告プロセスについて確認を行った。

内 容	実 施 日
監査計画打合せ	令和2年11月10日
監査中間打合せ(2年度監事監査の概要)	令和3年3月9日
期中監査結果報告(会計監査人による往査結果)	令和3年4月12日
決算監査打合せ(監査結果概要報告)	令和3年6月8日
決算監査結果報告	令和3年6月18日

II 監査の結果

1 業務監査

(1) 監査重点項目

1) 中期計画の取組状況

①中期計画の進捗管理

中期計画及び年度計画の進捗状況については、年2回役員会に報告されていることを確認した。監査実施事務所においては、中期計画の進捗状況を監査し、計画に沿って取組が実施されていることを確認した。

②洪水への対応

令和2年度においては、特定施設全24ダム中13ダムで延べ50回の的確な洪水調節が実施された。

特に、令和2年7月の前線による大雨では、寺内ダムにおいて、最大流入量が計画規模(300 m³/s)を超える333 m³/s(管理開始後3番目に多い)を記録したが、必要な態勢の確保、関係機関との連絡調整、流出予測システムの活用により、防災操作が確実に実施されていた。その結果、約357万m³を貯留するとともに、ダムへの最大流入時に下流に流す水量の約64%をカットすることで、寺内ダム下流約8.5kmの水位観測地点ではダムがなかった場合と比べ約1.57m(速報値)の水位低減効果があり、避難判断水位以下に低減させることができたと推定されている。

③渇水への対応

令和2年度の渇水対策では、7水系のうち3水系(木曾川、淀川、吉野川)で取水制限等が行われた。各水系の取水制限等に合わせて、中部支社、関西・吉野川支社淀川本部及び各事務所に渇水対策本部が設置され、適時適切な水源情報の発信、関係機関への周知、節水の啓発等が行われていた。

また、降雨状況に合わせたダムからの補給量の調整や関係利水者との緊密な連携によるきめ細かい配水操作を行うなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減に努めていた。

④災害等支援活動

令和2年7月豪雨において浸水被害が発生した福岡県大川市及びみやま市に対して排水ポンプ車を派遣し、排水支援を実施していた。

⑤計画的で的確な施設整備

ダム等事業の思川開発、川上ダム建設、早明浦ダム再生、藤原・奈良俣再編ダム再生事業等、及び用水路等事業の利根導水路大規模地震対策、房総導水路施設緊急改築、豊川用水二期、木曾川右岸緊急改築、愛知用水三好支線水路緊急対策、福岡導水路地震対策、成田用水施設改築事業等について事業の進捗が図られていることを確認した。

また、香川用水施設緊急対策について、令和2年8月に事業認可を受け、事業に着手していた。

なお、房総導水路施設緊急改築事業及び木曾川右岸緊急改築事業については、令和2年度に完了した。

⑥ICTの活用

全国の支社局と事務所、総合管理所と出先管理所での打合せや、本社で開催する研修のリアルタイム配信等にWEB会議システムを活用することで、業務の迅速化・効率化を図るとともに、職員の移動時間・旅費の節減を図っていた。

WEB会議システムは、防災業務時の情報伝達ツールとしても活用され、令和

2年7月豪雨に伴う出水対応では、各支社局と本社との情報伝達、現場での対応状況の報告、本社防災本部からの指示・連絡などの場面で情報共有の迅速化・業務の効率化を図っていた。

また、三好池堤体耐震補強工事では、掘削工や盛土工において現場における生産性の向上等を図るため、補強盛土の盛り立てにICT建設機械を活用し、施工の効率化に向けた取り組みを実施していた。

⑦洪水調節機能の強化に向けた取組

機構は一級水系に存する特定施設23ダム及び利水ダム8ダム、二級河川に存する利水ダム4ダムにおいて、治水協定を締結し、そのうち、特定施設23ダムと利水ダム11ダムにおいて事前放流要領を定めるなど、洪水調整機能の強化を図っていた。

牧尾ダムでは、令和2年7月豪雨の際、ダムへの流入量予測において設計洪水位を超えるおそれがあったため、関係利水者等の了解を得て事前放流を実施し、予備放流水位の最低限度より1.2m低い水位まで水位低下させる操作が行われた。これにより約1,500万m³の洪水調節容量が確保され、常時満水位の超過を回避していた。

2) 内部統制の取組状況

①「内部統制の基本方針」の浸透・定着

内部統制の基本方針について、機構内LANの掲示板への掲載、各種会議、内部統制・コンプライアンスに係る内部研修、コンプライアンスアンケート等の機会を通じて、浸透・定着に努めていた。

②役員と事務所との意見交換

全支社局における理事長と支社局長及び事務所長との意見交換、17事務所における役員と事務所職員との意見交換が実施され、機構の経営理念、経営方針等について直接説明が行われるとともに、役員と職員とのコミュニケーションが図られていた。また、意見交換の内容について役員間で情報共有されていた。

③理事長と監事との連携

理事長、副理事長との意見交換の機会を通じて、監事監査で把握した各事業所の課題等について情報共有及び意見交換を行った。

④リスク管理の取組状況

a) リスク管理委員会等の開催

台風の接近や新型コロナウイルスの感染対策等、リスクの顕在化に備えて、体制の確認、対策の指示、危機管理に関する取組の審議・決定及びリスク管理のモニタリング等を行うリスク管理委員会が10回開催されていた。

また、4月7日の政府による緊急事態宣言発出を受け、同日にコロナ感染症対策本部を設置、以降、同会議を24回開催し、感染の状況や政府の動向を情

報共有するとともに、班態勢勤務や在宅勤務の実勢、感染防止対策等の審議・決定し、感染防止対策を図っていた。

b) リスク管理手法の全社的な推進

機構の全事務所においてP D C Aサイクルを活用したリスク管理手法が定着しつつあり、潜在リスクを含めて継続的なリスク管理が行われていた。

c) 危機管理能力の向上

梅雨や台風等の降雨による出水に備え、機構が管理する全ダムの管理所と河川管理者である国等とが連携した洪水対応演習が実施されていた。

また、災害発生直後に迅速な初動対応を図ることなどを目的として、9月の防災週間に合わせた全社的な地震防災訓練や、大地震の教訓を踏まえ、各事務所で独自のテーマを設定した危機管理訓練を1月と3月に実施すること等により、職員の危機管理能力の向上が図られていた。

d) 布目ダム施設浸水事案の対応

令和3年2月15日に布目ダムにおいて発生した、点検孔蓋のボルト締めがされてなかったことによる利水バルブ室の浸水事案に対し、速やかに記者発表を行うとともに、同様の浸水リスクの点検やリスク管理の取り組みの徹底が図られた。また、支社及び本社において事故調査委員会が立ち上げされ、事故の原因究明や再発防止策等の検討が進められるとともに、社内P Tによって、設備等の復旧計画策定や予算確保の検討などが行われた。

こうした取り組みを経て、3月26日には、類似の事故が発生しないように、理事長から全職員に対し、再発防止と信頼回復に係るメッセージを発信するとともに、情報共有など再発防止の取り組みを促す事務連絡が、関係部長の連名で発出されていた。

⑤アセットマネジメントシステム

業務水準の更なる向上を目指し、平成28年度にISO 55001の認証を取得して取り組んできたアセットマネジメントシステムについて、AMS内部監査や役員によるマネジメントレビュー等のチェックが行われ、7月には認証機関の定期サーベイランス審査を受審し、認証継続の承認を受けていた。

⑥コンプライアンスの取組状況

a) アンケートの実施

コンプライアンスに対する意識や理解度を組織的に把握するため、コンプライアンス推進月間(11月)にコンプライアンスアンケートが実施された。また、コンプライアンス標語の募集・選定が行われ、事務所内でのポスター掲示やパソコンの出勤・退勤画面への表示等、啓発に活用されていた。

b) 講習会・研修の実施

コンプライアンス推進月間には、本社・支社局及び全事務所で談合防止、道路交通法等、法令遵守等に係る講習会・説明会が開催され、一部は、職員が業

務の都合に応じて柔軟に参加できるよう、ビデオ研修で実施された。

また、顧問弁護士等の外部講師による、全職員を対象とした官製談合防止や行政手続における法令違反等についての研修が開催され、WEB会議システムで全事務所へ配信されたほか、録画DVD配付の取組が行われていた。

c) 倫理委員会

コンプライアンスの取組状況等の報告・審議のため、2回開催されていた。
(令和2年6月(持ち回り開催)、令和2年11月20日)

d) 情報の発信

機構内LANの掲示板に、倫理委員会資料、コンプライアンスに関する基本的な事項を取りまとめた資料、他機関の有用な取組や不適切案件に関する資料等の掲示が行われていた。

e) 平成23年度臨時監査のフォローアップ(水利使用)

水利使用規則の内容と一部異なる取水等が行われていた三重用水のかんがい用水については、是正協議書の提出について河川管理者の内諾を得て、令和元年6月26日付けで協議書が提出され、国交省において手続きが進められていた。(令和3年5月28日に河川管理者の同意取得)

f) 談合防止対策の取組

新任管理職研修等における談合防止に係る講義や、全事務所を対象とした全国経理事務担当者会議等の場を活用して入札契約情報の厳格な管理や談合防止対策の説明を行うなど、談合防止対策の徹底が図られていた。

g) 工事における法令手続き遵守

令和2年6月、丹生事務所が発注した県道整備工事において、森林法で定められている許可が下りる前に保安林を伐採していたことが発覚し、許可権者である滋賀県から作業中断の指示が出された。本事案については、事案発生後直ちに主務省等に報告されるとともに、ホームページ上で公表された。

本事案発生を受け、当該事務所では、必要な法令手続きを完了させるとともに、法令関係チェックリストの改善や所内情報共有体制の強化などが図られた。また、ダム系の各事務所長に対して文書による注意喚起が行われるとともに、多忙を極めていた丹生事務所に対する人的支援策も行われていた。さらに、12月には、再発防止に向けた全社的な取り組みとして、チェックリストの統一や工事等の各実施段階に応じた確認方法の確立など、工事等における法令手続の適正な実施に関する通知が出された。

なお、丹生事務所に対しては、事案発生経緯、再発防止の対応状況を確認するため、8月に臨時監査を実施した。

⑦ 情報セキュリティ対策

令和2年5月～6月にかけて、事務従事者(機構の職場で業務に従事する全ての役職員、事務補助員等)に対するセキュリティポリシー説明会を実施、情報セ

セキュリティに対する意識向上を図っていた。

情報セキュリティ強化の取組として、情報セキュリティ機器の運用管理、事務従事者への訓練、教育及び自己点検、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）との情報共有等が実施されていた。また、情報セキュリティ監査計画書に基づき、本社、支社局及び各事務所に対する情報セキュリティ監査が行われていた。

なお、平成30年度及び令和元年度に発生したメール誤送信に対して、外部メール送信対策のためのソフトウェアを導入し対策が強化されたが、再発防止の取組として、情報セキュリティポリシー説明会での本インシデントの振り返りや、全職員に対しメール利用上の留意点等について情報発信を行い、継続的に周知徹底を図っていた。

⑧情報の共有

本社や各事務所からの情報については、支社局長等会議、支社局の管内所長会議、各事務所の管理職会議等が定期的に行われ、全社的に共有されていた。

また、各種会議においてWEB会議システムを活用し、業務の迅速化・効率化を図っていた。

⑨業務改善

WEB会議の活用による旅費の節減や移動時間の削減、タブレット会議の導入による紙の資料の削減やコピー等に係る時間の削減、さらには会議の審議時間や終了時刻の明示による会議の効率化等を行っていた。

また、通常業務の中で職員が取り組んでいる創意工夫や改善事例について、12月に開催された「業務推進発表会」で共有されていた。

3) 入札契約の適正化の取組状況

①一般競争入札の状況

一般競争入札を基本とした発注が推進されていた。令和2年度の一般競争入札による発注件数は、発注全体件数の71.3%（令和元年度は69.9%）であった。

②一者応札の状況

「一者応札の改善への取り組み」に基づき、入札公告期間の延長やメールマガジンの配信による「公告期間、公告方法の改善」、地域要件等の「入札参加条件の緩和」、「準備期間の確保のための早期発注」等の取組が行われていた。令和2年度の一般競争入札における一者応札件数の割合は、40.9%（令和元年度は46.2%）であった。

また、一者応札改善の取組として、若手技術者の活用・育成のための入札制度の試行や週休2日制工事の導入の試行が行われていた。

③随意契約の状況

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月

25日総務大臣決定)」に基づき策定した「令和2年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」により厳格な運用が図られるとともに、所管部室による審査、契約監視委員会(年2回)による審議が行われていた。

④入札・契約手続状況の確認

監査を実施した事務所のうち15事務所において、入札・契約手続の状況について確認を行った。

4) 保有資産の見直し・資産の管理状況

①資産管理等整理推進委員会の開催

令和2年12月7日に開催された委員会では、職員宿舎等の処分状況の報告及び不要資産の処分方針等について審議が行われていた。

②保有資産の必要性等の見直し

新たな検証対象となる保有資産の有無を含め、資産保有の必要性や不要と認められる財産の処分方針等について引き続き検討を進めていた。

また、機構は法定耐用年数を超過した宿舎・寮を多数所有しており、建物の状況によっては抜本的対策が必要となっていることから、全社の所有宿舎等設置状況に関する実態調査を実施し、現状と課題の整理及び今後の対応方針について検討を進めていた。

③会計検査院からの改善処置要求(平成24年10月26日付け)への対応

a) 水資源開発施設等の必要性の不断の見直し

資産の保有の必要性や不要と認められる保有資産の処分方針等について引き続き検討が行われるとともに、不要財産のうち霞ヶ浦資料館(土地、建物)について処分手続きを完了させるなど、適切な資産管理に取り組んでいた。

b) 兼用道路に係る管理費用の応分の負担

兼用道路に係る管理費用の応分の負担を求めるため、地方公共団体との協議が行われていた。

④施設財産の保全・管理

a) 地上権の更新

水路関係施設において地上権の更新が必要となる土地が多数存在するが、房総導水路施設緊急改築事業、豊川用水施設及び三重用水施設に係る地上権についての更新(再設定)が進められていた。

b) 施設の巡視等

施設の巡視、点検等を定期的実施することにより、施設の保全管理が行われていた。

5) インフラ長寿命化計画の状況

特定施設では、インフラ長寿命化計画に基づく個別施設計画を策定していた

31 施設のうち、矢木沢ダムや徳山ダム等、11 施設について、ダム定期検査の結果等を踏まえた見直しを行うことで、長寿命化に資する取組を進めていた。

水路等施設では、15 施設においてコンクリート構造物の劣化診断や管内調査など機能診断調査を計画的に実施するとともに、調査結果を踏まえた機能保全計画の見直しに向けたデータ整理を進めていた。

6) 技術力の維持・向上の取組状況

管理・建設技術の高度化、耐震性の向上、施設の長寿命化、水質改善を課題テーマとする「水資源機構技術 4 ヶ年計画」（平成 30 年度から 4 ヶ年）について、総合技術センターを主体に本社関係部署と協働して 6 つの重点プロジェクトに取り組んでいた。

ダム等施設における管理技術の高度化として、木津川総合管理所の 5 ダムを対象にアンサンブル降雨予測を用いた流入量予測の試行・検証を行い、全管理ダムを対象としたアンサンブル分布型流出予測システムを構築していた。

また、水路等施設に関しては、現場と事務所間での管理情報等の一元化・共有化を図ることを目的とした水路等施設管理支援システムの設計・構築を行い、全国の水路等施設を管理する事務所において運用を開始していた。

7) 地域への貢献の取組状況

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を図りながら、全事務所において、上下流交流の実施や地域イベントへの協力、施設見学会等の実施など、様々な交流活動を通じて信頼関係の構築や情報共有に努めていた。

また、関係機関等と連携して水系全体の水質改善に向けた様々な施策について検討を行う場に参画し、水質調査結果の共有や流入水質の改善に向けた取組など、連携強化を図っていた。

8) 積立金の活用状況

本社監査及び各事務所の実地監査において、管理経費等負担軽減積立金が①気候変動や異常気象等による治水・利水への影響への対応、②大規模災害発生への対応、③水資源開発施設の老朽化への対応、④治水・利水に関する技術力の維持・向上に活用されていることを確認した。

9) 既監査での是正・改善事項等のフォローアップ

前回監査時に注意事項があった 15 事務所について、改善策の実施状況を監査した。その結果、工事完了部分の部分使用の事務手続不備など、各事務所とも改善措置が行われていることを確認した。

(2) テーマ監査

①内部統制

利根川下流総合管理所では、霞ヶ浦開発管理業務及び利根川河口堰管理業務を行うため、事務所は利根川下流総合管理所、玉造管理所及び利根川河口堰管理所の3カ所となっている。このため、3つの事務所間で、ノートや、サーバー内に作成した所内通知用のフォルダを活用し情報共有を図るとともに、CCTVカメラを常時接続することで緊急時等において迅速に打合せ等ができるようにするなど、3カ所の事務所で連携が取れるような取組を行っていた。

②事業の状況

丹生事務所では平成28年度に設立された地域整備協議会（国、滋賀県、長浜市、ダム対策委員会、水機構）のもと、関係者が協力して、現県道などの整備を進めていた。令和2年5月に開催された地域整備協議会では懸案となっていた貯水池用地や残存山林の取扱など基本的な方針が定められていた。

③ダム操作

木津川ダム総合管理所では、高山、青蓮寺、室生、布目及び比奈知の5ダムを管理しており、操作規則に従って操作を実施するとともに、下流の河道整備が不十分なカ所で氾濫が発生する恐れがあるため、各ダムが連携して行う統合操作、事前放流要領の策定及び沿川自治体との連携強化に取り組んでいた。また、アンサンブル雨量予測の検討を開始するなど、予測精度の向上に努めていた。

④用地

三重用水管理所では、地上権の存続期間を60年としていたため、令和17年度から順次地上権の期限が来ることになる。地上権再設定を計画的に行うため、管理費を用いた地上権の再設定契約を平成29年度から開始するとともに、本社・支社の協力・支援を得て、人員の確保、体制整備等を行っていた。

(3) その他の重要な監査事項

1) 給与水準の状況

①給与水準の状況

本給の5%カットや地域手当の異動保障の凍結等、給与抑制措置が継続して行われていた。

②法人の長の報酬水準の妥当性

理事長の報酬水準については、独立行政法人改革等に関する基本的な方針に掲げられている職務の特性や参考となる他法人の事例等として、国の事務次官の年間報酬額、同規模の独立行政法人及び民間企業の役員報酬額を参考として設定されていた。

なお、役員については、本給の5%カット及び地域手当に係る異動保障の凍結が継続して実施されていた。

2) 事業報告書

令和元年度に引き続き、平成 30 年 9 月制定の事業報告に関するガイドラインに従って作成されていた。

令和 2 年度は、法令やガイドライン等で示されている必要な情報を盛り込むだけでなく、会計監査人からのアドバイスや他法人の令和元年度事業報告書を参考にするなど、より充実した内容となるように取り組んでいた。

(4) 事務処理に係る検討等が必要と認められる事項

事務処理に係る検討や改善・留意が必要と認められた事項は以下のとおりである。

1) 入札契約手続の適正な実施

総合評価委員会から一般競争参加資格審査委員会へ通知される、審査結果に関する文書が確認できなかった。

[措置状況]

不備があった事務所においては、チェック体制の見直し、所内への再周知を行うなど、再発防止に取り組んでいる。

2) 設計・積算・監督の適正な実施

現場発生品調書の提出等、必要な手続が行われていないものがあった。

[措置状況]

不備があった事務所においては、チェック体制の見直し、所内への再周知を行うなど、再発防止に取り組んでいる。

3) 事務手続の適正な実施

用益権管理台帳のうち借家権にかかる台帳が未整理なものがあった。

[措置状況]

不備のあった事務所においては、所内への周知が行われ、再発防止に取り組んでいる。

(5) 推奨事項

防災業務に関して、職種に関係なく業務が実施できるように「防災業務理解度確認表」（当該ダムで独自に作成）により各人のスキルを確認し不足する業務に関して実績のある職員が指導するなどし、職員全体のスキル向上と併せ職種間連携の強化を図っていた。

2 会計監査

令和 3 年 6 月 18 日に会計監査人有限責任あずさ監査法人から当期の監査結果及び監査結果に対する意見等について説明を受けた。

Ⅲ 業務、事業報告書、財務諸表等についての意見

- 1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

- 2 内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムは適切に整備され運用されていると認める。

内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。また、意思決定の内容が法令などに違反する事実や不合理な事実は認められない。

なお、丹生事務所における法令関係手続き違反並びに布目ダム施設浸水事案の発生に当たっては、いずれも速やかな対応が行われており、内部統制の機能は発揮されていると考えるが、事の重要性に鑑み、再発防止に向け、今後とも管理体制の向上及び職員への啓発に取り組むとともに、事案発生を風化させないよう、反省を確実に引き継いでいくことが重要である。

- 3 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

- 4 財務諸表等についての意見

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。

令和2事業年度の財務諸表等は、適正であると認める。

- 5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

今後も、事業報告書の作成趣旨に基づき、国民その他の利害関係者に有用な情報となるよう努めていくことが重要である。

IV 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

随意契約の厳格なチェックなど、入札契約の適正化の取組は、着実に実施されている。

今後も機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保していくことが重要である。

2 保有資産の見直し

職員宿舍等の保有資産に関して、必要性の見直しや不要と認められる財産の処分方針等について検討が進められていた。

なお、会計検査院からの改善処置要求に対する事案については、進捗もある一方で、地方公共団体に費用負担を求めるものがあることから、協議が長期化するものも生じている。

引き続き、関係部署においてフォローアップを行っていくことが重要である。

3 報酬水準及び給与水準の妥当性

理事長の報酬水準並びに役員の報酬水準及び職員の給与水準の設定についての考え方は妥当であると認められる。

令和3年6月28日

独立行政法人水資源機構

監 事 山梨 恵子

監 事 山田 廣

別紙

	監査対象事務所	監査日程	備考
ー	本社	令和2年6月2日(火)～5日(金)	
1	吉野川本部	令和2年7月6日(月)～7日(火)	
2	沼田総合管理所	令和2年7月15日(水)	
3	総合技術センター	令和2年7月27日(月)	
4	利根川下流総合管理所	令和2年8月25日(火)～26日(水)	テーマ：:内部統制
5	中部支社	令和2年9月8日(火)	
6	愛知用水総合管理所	令和2年9月9日(水)	
7	木曾川用水総合管理所	令和2年9月10日(木)	
8	阿木川ダム管理所	令和2年9月23日(水)～24日(木)	
9	味噌川ダム管理所	令和2年9月24日(木)～25日(金)	
10	一庫ダム管理所	令和2年10月7日(水)～8日(木)	
11	豊川用水総合事業部	令和2年10月14日(水)～15日(木)	
12	筑後川上流総合管理所	令和2年10月21日(水)～23日(金)	
13	丹生事務所	令和2年11月4日(水)～5日(木)	テーマ：事業の状況
ー	本社	令和2年11月16日(月)～19日(木)	
14	千葉用水総合管理所	令和2年11月25日(水)～27日(金)	
15	思川開発建設所	令和2年12月2日(水)～3日(木)	
16	草木ダム管理所	令和2年12月3日(木)～4日(金)	
17	木曾川水系連絡導水路建設所	令和2年12月8日(火)	
18	川上ダム建設所	令和2年12月15日(火)～16日(水)	
19	木津川ダム総合管理所	令和2年12月16日(水)～17日(木)	テーマ：ダム操作
20	池田総合管理所	令和3年1月12日(火)～14日(木)	
21	旧吉野川河口堰管理所	令和3年1月14日(木)～15日(金)	
22	下久保ダム管理所	令和3年1月20日(水)～21日(木)	
23	筑後川局	令和3年2月2日(火)～3日(水)	
24	筑後川下流総合管理所	令和3年2月3日(水)～5日(金)	
25	利根導水総合事業所	令和3年2月15日(月)～16日(火)	
26	長良川河口堰管理所	令和3年3月3日(水)～4日(木)	
27	三重用水管理所	令和3年3月4日(木)～5日(金)	テーマ：用地
	本社及び27事務所		